

- 本争の三、四、経費の繰情より一争の付正十日代一争未納
- 〇、職人地夫の報酬手當等込の帳支給せよと申
- 一、十争以上の一争二付三十日代
- 二、十争未納の一争二付二十五日代
- 三、正争未納の一争二付二十日代
- 四、三争未納の一争二付十五日代
- 五、入地手當半取手當等込の帳支給せよと申
- 六、最速賃金二圓の備家出費地夫は最速六十錢のよう
- 七、後圃御間等十御間を備家
- 八、焼株木等十代の餘興せよと申
- 九、除屋備土器備の宗備
- 一〇、俗界の処善又地内木の對取親土
- 一一、備土器備を宗全のを休親

法人協同會福岡出張所

法人協同會福岡出張所

- に對しても五十日分
 - 7、整理されたる坑夫の借金棒引にせられ度
 - 8、野上坑時代の坑夫の整理及不當解雇を絶対にせざること
 - 9、函引を絶対に廢止せられ度
 - 10、坑内設備を完全にせられ度特に坑道と人道との區別を鮮明にせられ度
 - 11、税金及家賃の全額を會社にて負擔せられ度
 - 12、購買會の物品を値下され度並に物品を充分に備へられ度
 - 13、本件に關し絶対に犠牲者を出さざること
- 右歎願書に就て勞資双方一應接衝するところありたるも、本件發生と共に坑長と親懇あり且つ日石幹部とも相識る飯塚市居住醫師大塚守四郎氏は争議の發展を憂慮し直ちに兩者の間を斡旋したる結果解決點を見出したので、右歎願書を一應撤